

令和元年第2回津南町議会臨時会会議録

(5月15日)

招集告示年月日		令和元年5月9日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和元年5月15日午前10時00分			閉会	令和元年5月15日午前10時48分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	半戸義昭	応・出	8番	津端眞一	応・出	
	2番	村山道明	応・出	9番	大平謙一	応・出	
	3番	石田タマエ	応・出	10番	河田強一	応・出	
	4番	風巻光明	応・出	11番			
	5番	筒井秀樹	応・出	12番	吉野徹	応・出	
	6番	栗原洋子	応・出	13番	恩田稔	応・出	
	7番	中山弘	応・出	14番	草津進	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小林武	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長	小島孝之	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会 長			教育委員会 教育次長	上村栄一	○	
	監査委員			会計管理者			
	総務課長	村山詳吾	○	病院事務長			
	福祉保健課長	鈴木正人	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	高橋昌史	議会事務局班長	石田剛士		
会議録署名議員	1番	半戸義昭		8番	津端眞一		

〔付議事件〕

(5月15日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認について（津南町介護保険条例の一部改正）
- 日程第5 議案第29号 工事請負契約の締結について（津南小学校体育館屋根他改修工事）
- 日程第6 議案第30号 令和元年度津南町一般会計補正予算（第1号）

## 議長の開議宣告

議長（草津 進）

ただいまから令和元年第2回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

## 議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（草津 進）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、1番、半戸義昭議員、8番、津端眞一議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会期の決定

議長（草津 進）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

承認第2号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）

議長（草津 進）

承認第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第2号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、津南町税条例等の一部を改正するものであります。本年4月1日から施行する事項もありましたので、4月1日付で専決処分をさせていただいたものであります。

細部につきましては、税務町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

私自身もよく分からないで質問するのですけれども、今年の6月1日から施行される寄附金税控除の項目であります。津南町の税条例22条に書かれているのは、法律は地方税法の第314条の7項とリンクされるようになっていっているのですけれども、寄附金というのが非常にいろいろな種類があつて。例えば赤い羽根の募金とか、緑の羽根とか、歳末助け合いとか、これは募金の種類に入ると思いますが、寄附金も非常に広範囲にあつて、例えば政党・政治家に対する寄附金、あるいは特定私立大学に対する寄附金、あるいは自治体に対する寄附金、非営利団体への寄附金、こういう種類があつて、地方税法314条7項と津南町の税条例の22条、この辺の区分けが非常にはっきりしていないような気がするのですけれども、もう少し簡単に分かりやすく。特に募金と寄附の違い。

それから、特定寄附金というのがあるのですけれども、こちらの条例では特例寄附金となっていますが、その辺の違い。あるいは、この税条例で控除される寄附金というのは、主なもので一体何があるか。これについて、分かる範囲でけっこうですけれども、御教授をお願いしたいと思えます。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（小林 武）

全てお答えできるかどうか、また後ほどよろしくお願いいたしますのですが、今回の税条例改正につきまして、都道府県等というような相手先を決めているものがございます。こちらにつきましては、都道府県、市区町村、こちらに寄附した場合に、今回の条例改正に当てはまるということがございます。また、寄附金につきまして、地方税法及び町の税条例、こ

ちらへのリンクの内容につきまして、字句におきましても説明するに私の情報が無いもの  
ですから、後ほどお答え申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（草津 進）

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

1 点だけお答えいただいていないので、特例寄附金と特定寄附金はどう違うのか。募金  
と寄附金はどう違うのか。その辺を分かったら教えてください。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（小林 武）

津南町では今回、第 22 条の 6 も条例改正を行い、こちらの寄附金ということございま  
すが、募金等に関するものにつきましても、社会福祉協議会、NPO 法人等々に募金したもの  
は寄附金控除というものが今までございました。これが相手方を特定するということのな  
かで、新潟県と市区町村に対して募金したものとなります。

字句に対する説明につきましては、なかなか私も正確なところが申し上げられない今の  
状況でございます。後ほど調べさせていただきながらお答えしたいと思います。よろしく  
お願いします。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

3 番、石田タマエ議員。

（3 番）石田タマエ

全体にはなかなか難しくて分からないのですけれど、一つ言葉だけ教えてください。単  
身児童扶養者というのが今回の改正で追記されたものが多いのですけれども、この単身児  
童扶養者というのは、どういうケースなのでしょう。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（小林 武）

「児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又  
は配偶者の生死が明らかでない者」このような定義がなされてございます。要は、寡婦（夫）  
世帯でありながらも児童扶養手当の支給を受けている児童の父と母ということございま  
す。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

#### 日 程 第 4

#### 承認第3号 専決処分の承認について（津南町介護保険条例の一部改正）

議長（草津 進）

承認第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第3号につきましても、介護保険法施行令が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、第1段階、第2段階、第3段階の保険料を軽減する津南町介護保険条例の一部を改正するものでありますが、本年4月1日から施行するので、4月1日付で専決処分をさせていただいたものであります。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

今の新旧対照表の3項と4項で御説明を受けたのですけれど、例えば3項は、「5万7,600円に0.625を掛けて4万8,000円となります。」と。4項は、「5万7,600円に0.725を掛

けて5万5,000円になります。」と御説明されたと思うのですけれども、計算すると全然その数値にならないと思うのです。

議長（草津 進）  
福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

説明が不足していたかもしれませんが、保険料の基準額というのがありまして、それがちょうど1.0の方の金額というのがあるのですけれども、そちらの金額が第7期の介護保険計画におきまして7万6,800円という金額でございます。その7万6,800円という金額に対して掛けられたものがそれぞれの金額となっております。既に今回の軽減拡大をする前に、実は軽減の措置というのはいももとされていたものでございまして、この7万6,800円に対して、第1段階の方は0.45という数字が掛かったものがももとの3万4,560円、第2段階、第3段階の方につきましては、0.75というものが掛かったものということで、7万6,800円に0.75が掛かりまして、5万7,600円だという金額だったというものです。それがそれぞれさらに軽減の幅が拡大されたということになっております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 5

### 議案第29号 工事請負契約の締結について（津南小学校体育館屋根他改修工事）

議長（草津 進）

議案第29号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、津南小学校体育館屋根ほか改修工事に係る工事請負契約の締結であります。4月25日に制限付き一般競争入札を執行しましたので、請負業者と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、教育次長が説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

教育次長（上村栄一）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

6番、栞原洋子議員。

（6番）栞原洋子

この小学校の屋根改修ですが、この修理が必要だと分かったのはいつでしょうか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

正確には、何年何月何日というのはお答えできないのですが、四、五年くらい前だったかと記憶しております。

議長（草津 進）

6番、栞原洋子議員。

（6番）栞原洋子

四、五年前ですか。そうすると、新年度予算に組み込まれてもいい工事ではないかと思うのですが、4月に新年度予算になったわけですが、どうしてこの5月にこの予算が組み込まれたのか教えてください。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

新年度予算で計上させていただいております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

13番、恩田稔議員。

（13番）恩田 稔

契約についてはよろしいと思うのですが、ここまでお金が掛かる前に多分やらなければならないということで、恐らくずっと前から予算要望は出ていたと思うのですが、しかしながら毎年の財政状況からだんだん先延ばしになって、最終的にはかなりのお金が余

計掛かるようになってしまったのではないかと思います。仕方がないのか、あるいは、何らかの財政措置をしてもう少し早くやるべきなのか、その点については、どのようにお考えでしょうか。実際に今、例えば芦ヶ崎小学校の体育館についても大分さびが出ているような感じに見えるのですけれども、また放っておくと同じような格好になるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

議員のおっしゃるとおりだと私どもも深く認識しているところであります。この点につきましては、本当に現状把握を毎年しておりまして、ドローンを飛ばすなどして、詳細な状況を把握しております。財政と十分協議しながら、計画的に、かつ長期的な視野に立って計画をしていきたいと思っております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 29 号について採決いたします。

議案第 29 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第 30 号 令和元年度津南町一般会計補正予算（第 1 号）

議長（草津 進）

議案第 30 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和元年度津南町一般会計補正予算第 1 号について説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で災害復旧事業費の増。

地域振興課関係では、歳入で農林水産費県補助金の増、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金の増。歳出で県単農林水産総合振興事業補助金の増、マウンテンパーク津南の施設修繕の増、ニュー・グリーンピア津南の施設修繕と工事請負費の増。

建設課関係では、歳入で災害復旧費分担金及び災害復旧費県補助金の増。歳出で災害復旧工事費等の増であります。

細部につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、地域振興課長（小島孝之）、建設課長（柳澤康義）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 30 号について採決いたします。

議案第 30 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和元年第 2 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前 10 時 48 分）—